

第3章

平常時の準備

第3章 平常時の準備

第1節 平常時における体制整備

災害時に起こりうる事態に対して、公衆衛生スタッフ自身が危機管理意識を強く持ち、被害を最小限にできるよう、平常時から必要な準備を行う。平時からの体制整備項目を表29に示す。

表29 平時からの体制整備項目

項目	具体的内容(例)
指揮命令系統・役割の明確化と共通理解	<p>(1) 被災市町村の災害時保健活動計画(以下「保健活動計画」という。)に基づいて活動を実施することとなるが、市町村で対応できない場合等は、被災市町村を管轄する保健所等から派遣された、コーディネーターが支援する。コーディネーターは年度当初に登録され、保健福祉総務課から各市町村へ周知する。</p> <p>(2) 災害時に迅速に公衆衛生活動を実施するために、年度当初に以下の内容について確認するとともに、平時から必要な準備、連携体制の整備、受入れ体制整備を図る。</p> <p>① 本ガイドラインに記載された本庁、保健所、市町村の役割及び従事内容</p> <p>② 保健・医療・福祉・介護・環境衛生等の関係機関と役割分担の確認</p> <p>③ 応援・派遣公衆衛生スタッフの要請手順等</p>
情報伝達体制の整備	<p>被災情報の収集・伝達は「大規模災害応急対策マニュアル」に基づき実施するものであるが、災害時の運用に行き違いなどが無いように、平常時から、県本庁・県保健所・市町村間における情報伝達体制を確認し、関係者間で周知徹底しておかなければならない。</p> <p>(1) 職員・関係機関の連絡網を整備、周知し、迅速な情報伝達体制を整備する。</p> <p>(2) あらかじめ県・市町村での公衆衛生活動に関する記録様式を整備し、効率的な情報収集・伝達体制を整備する。</p> <p>(3) 市町村等関係機関間で、災害時に住民に提供する情報の種類や、提供方法について確認する。</p>
要援護者支援体制の整備 (公衆衛生スタッフの担当するケースに限る)	<p>災害発生時における要援護者の避難誘導、安否の確認及び避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握・共有が不可欠であり、市町村において把握している要援護者の居住地や生活状況等の情報について、災害発生時に迅速に提供されるよう、平常時より調整しておく。</p> <p>(1) 市町村関係部局が連携し、要援護者情報を収集・共有し、要援護者リスト、避難支援プラン(個別計画)を作成する。</p> <p>(2) 各関係部局で、要援護者避難支援プランや安否確認の項目・着眼点の共有化を図る。</p>
ボランティア団体等の把握と役割の確認	<p>(1) ボランティア団体の受入れ窓口である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、NPO等の活動内容の把握を行う。</p> <p>(2) 迅速に必要な依頼ができるよう、連絡先の一覧を作成する。</p> <p>(3) 市町村は民生・児童委員及び地区組織役員の役割分担及び連絡体制の整備を図る。</p>
公衆衛生活動に必要なマニュアル・物品の整備	<p>(1) 災害時保健活動において、重点的・優先的に進めていく事項や判断基準について、本マニュアルを基に各課・地方機関ごとに整理しておく。</p> <p>(2) 保健福祉総務課において、各課・地方機関のマニュアルを取りまとめ、イントラネット等を利用して部内職員が常時閲覧できるようにしておく。</p> <p>(3) 必要な物品については、予めリュック等にセットし定められた場所に保管する、使用期限を確認し、更新する等準備を行い、災害時に迅速に活用できるように関係者に周知する。(「携行品一覧」参照)</p>
重要情報(書類含む)の管理	<p>(1) 重要な記録や書類をコピーし、安全な地域にある施設に保管する。</p> <p>(2) 重要なデータはバックアップをとり、安全な地区にある施設に格納する。</p> <p>(3) 洪水に備えて棚にある重要書類、電化製品等を高い位置に上げておく等</p>

第2節 本庁、保健所、市町村別の体制整備

本庁、保健所、市町村別の体制整備にむけた具体的内容について表30に示す。

表30 本庁、保健所、市町村別の体制整備にむけた具体的内容

所属	具体的内容
本庁	<p>(1) 県地域防災計画、大規模災害医療救護マニュアル、本ガイドライン等を年1回以上は、各部局内各課において確認し、体制整備を図る。</p> <p>(2) 適宜(地域防災計画の見直しや、防災訓練後等)現状に合わせ、本ガイドラインの見直しを行う。</p> <p>(3) 職員を対象とした研修会、防災訓練を企画・実施する。</p> <p>(4) 各課・室及び地方機関のマニュアルを、イントラネット等を利用して共有にし、常時閲覧できるようにしておく。</p>

	<p>(5) 指揮命令系統と、連絡体制の確認を行う。</p> <p>(6) 他都道府県で大規模災害が発生した場合、速やかに公衆衛生スタッフを派遣できるよう、年度当初に派遣計画を作成する。＊派遣計画については、別途定める。</p> <p>(7) 関係機関や民間団体、NPO 団体等に対し、事前に支援活動を希望する地域の管轄保健所(活動支援拠点)への連絡を入れることの必要性について周知する。</p> <p>(8) 原子力災害に係る研修等に参加し、基本的知識を習得する。</p>
保健福祉事務所(保健所)	<p>(1) 県地域防災計画、大規模災害医療救護マニュアル、本ガイドライン等を年1回以上は、職場内で確認し、体制整備を図る。</p> <p>(2) 指揮命令系統や連絡体制の確認を行う。</p> <p>(3) 管内の医療・社会福祉関係機関等の社会資源の把握と連携体制の整備を行う。</p> <p>(4) 関係機関、支援団体(DMAT,救護所, 日本赤十字社, 医師会, 災害拠点病院等)の把握と、役割を確認する。</p> <p>(5) 災害時要援護者の支援体制の整備(市町村との調整)を行う。</p> <p>(6) 管内市町村との連絡体制や、医療機関や社会福祉施設等の被害状況把握方法等を確認する。</p> <p>(7) 管内市町村の災害時保健活動マニュアル等の策定支援を行う。</p> <p>(8) 災害時公衆衛生に関するコーディネーターは、担当市町村保健福祉担当部署との災害対応に係る打合せ連絡会等を行う。</p> <p>(9) 市町村防災訓練等へ参加する。</p> <p>(10) 災害時保健活動計画や各種記録等を整備する。</p> <p>(11) 各職員は、災害時に使用する様式について各自のパソコンにダウンロードしておく。</p> <p>(12) 携帯物品等のリスト化及び準備を行う。</p> <p>(13) 管内避難所の場所、福祉避難所の場所や規模を確認する。</p> <p>(14) 地区組織(自主防災組織・民生委員等)、ボランティアセンター等を確認する。</p> <p>(15) 日本赤十字社宮城県支部地区区分保管保有物の確認と、災害時の対応体制の確認を行う。</p> <p>(16) 原子力災害に係る研修等に参加し、基本的知識を習得する。</p>
市町村	<p>(1) 本ガイドライン等を年1回以上は、職場内で確認し、体制整備を図る。</p> <p>(2) 災害時活動マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の派遣要請の手順を確認する。 ・ 他自治体からの派遣職員及び専門職種との役割分担を確認する。 ・ 既存計画の定期的な見直しや、必要に応じて更新を行う。 ・ 各種記録用紙や、管理方法等を検討・整備する。 <p>(3) 組織、指揮命令系統、役割の明確化と共有等の確認を行う。</p> <p>(4) 関係機関、支援団体(DMAT,救護所, 日本赤十字社, 医師会, 災害拠点病院等)の把握と、役割を確認する。</p> <p>(5) 自治体における基本地域情報を整理する。</p> <p>(6) 必要物品を整備する。</p> <p>(7) 災害時要援護者のリスト・マニュアル等支援体制を整備する。</p> <p>(8) 要援護者の安否確認の連絡体制を確認する。</p> <p>(9) 住民へ防災教育や普及啓発を実施する。</p> <p>(10) 原子力災害に係る研修等に参加し、基本的知識を習得する。</p>

第3節 地域健康危機管理連絡調整会議等の開催

保健所は大規模災害に備え、市町村、地元医師会、災害拠点病院や消防等関係機関との健康危機管理連絡調整会議等の開催を通じ、地域の実情に応じた連絡・協力体制の整備や対応策の検討等を行い、連携体制の強化を図る。(表 31)

表 31 連絡調整会議の具体例

項目	主な活動内容
医療・保健・福祉に係る 連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法、災害救助法、その他関係法令の概要の把握 ・ 宮城県地域防災計画、大規模災害時の医療救護活動マニュアル、災害時公衆衛生活動ガイドライン、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル、災害時要援護者支援ガイドライン、災害時公衆衛生活動ガイドライン・マニュアルの概要の周知 ・ 県・市町村・保健福祉事務所(保健所)間の災害時における医療機関情報収集及び連絡体制の整備 ・ 医療供給の支援体制、地元医師会との協力体制 ・ 医薬品の安定供給に向けた協力体制 ・ 災害時の防疫活動の適切な確保に向けた講習会などの企画 ・ 個別疾患(人工透析、難病等)患者への支援体制整備 ・ 災害時の業務増を踏まえたシミュレーションによる、職員の確保や業務分担の確認 ・ 相談機関や保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制の整備

厚生労働省防災計画(平成21年3月10日厚生労働省発社援0310001号)より項目を抜粋

第4節 研修や訓練の実施

本ガイドラインを活用し、県・市町村公衆衛生スタッフを対象として、被災状況等を想定した事例をもとに判断力を培うシミュレーション研修及び関係機関による訓練(机上又は実務)を少なくとも年1回以上は実施する。

原子力安全対策課は、放射線被ばく等に係る研修や地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく訓練を体系的に実施する。

第5節 防災に関する普及啓発

県・市町村職員は、災害担当部局と連携し定期的な研修や訓練を通じて、対応能力の向上及び防災意識の高揚を図る。

地域住民・ボランティア等に対しては、市町村(災害担当部局)が実施する研修会や住民参加による防災訓練等を通じて、自助・共助・公助の考え方に基づく災害時の健康管理の普及啓発を行う。

第6節 ガイドラインの見直し

適切な災害時公衆衛生活動を実施するため、県地域防災計画の見直し、防災訓練結果、他の自治体等で発生した災害対応の実態や課題等をふまえて本ガイドラインの見直しを行う。

市町村においては、各市町村の状況に応じたマニュアルを作成し、適宜見直しを行うことが望ましい。

